# 令和2年度山形県環境審議会環境保全部会 議事録

【諮問第1号】令和3年度公共用水域水質測定計画について

【諮問第2号】令和3年度地下水水質測定計画について

【諮問第3号】米沢市水源地水資源保全地域の指定の解除について

【諮問第4号】米沢市水資源保全地域の指定について

【諮問第5号】米沢市水資源保全地域の指定について

# <質疑応答>

【諮問第1号】令和3年度公共用水域水質測定計画について

大友委員	酒田港の大浜運河のNo.4地点に関して、今は砒素が下限値程度の検出というこ
	とだが、かつてはかなり検出されていたのか。それをターゲットにしてここで監
	視していたということは、例えば高度成長期に工場排水が酷くて、そこにおかな

ければならなかったのではないか。

事務局 昭和50年前後から、監視と併せて工場の排水規制もしている。データが手元にないが、ここ20年程度は問題ない結果である。併せて工場排水も毎年排水基準を超えていないかチェックしている。そういう点でも大丈夫と考えている。また、

直近のNo. 5地点で監視を継続するので、そこで監視できる。

大友委員 No. 5地点は、上流 (港奥) から流れてくる分が多いので、No. 4地点の分は薄まる

のでは。

事務局 繰り返しになるが、工場排水の監視と両輪でカバーできると考えている。

大友委員 (砒素のみ)下限値程度というのは?

事務局 検出されるかされないかのレベル。環境基準の1/10程度の数値になるかならな

いかである。

大友委員 工場排水が原因なのか。環境中にも微量に含まれる。地層でも断層帯に多く見られるが、No. 4地点では、もともと工場排水をターゲットにしたのか。工場排水

に砒素が含まれ、それを検出しているのか。

事務局 大浜運河については、昔、苛性ソーダを作る工場があって、製造に水銀を使う

ことなどから汚染されたため、昭和の時代に運河を浚渫するなどして対応した。 今では製造工程も変わり、汚染物質もほとんど検出されなくなったため、もう十

分ではないかと考えている。

佐藤景委員 頻度について、4から2とか、1から0とかあるが、それは何か基準があるの

か。適当か?

事務局 年間の測定回数を示している。多いところで年間12回、毎月1回している。回

数が多いにこしたことはないが、すべての項目を毎月1回とするのも困難であり、

流域の状況を勘案しながら、適宜減じている。様々な制約の中で設定させていた だいている。

佐藤景委員

急に減っているように見える。大丈夫か。

事務局

これまでのデータも踏まえて設定している。

齋藤委員

今の意見に関連して、今、出ていないからということで、2回とかゼロとかにする計画ですが、今後もずっとそのままゼロでいくのか。2年に1回、3年に1回とかでもいいのでは。

事務局

将来的にも復活させるのは難しい。説明はしなかったが、国の方で現在の大腸菌群数からすでに水道水などで導入されている大腸菌数への変更(見直し)もなされる予定です。また、泡消火剤などに使われるPFOS、PFOA(有機フッ素系化合物)について、難分解性で環境に残留しやすいことから、国で暫定指針値を設定している。そういった動向を踏まえて、県でもこれから取り組んでいかなければならず、その時々で必要な項目を必要な頻度で監視していきたいと考えている。データが蓄積されて、影響がない分は頻度を減らして、新たな項目に振り分けていきたい。

横山委員

佐藤委員、齋藤委員の意見ももっとも。休廃止鉱山からのずり山があって、冬はずり山から染み出す水は比較的少ないが、春先に増える。そういう一番増える時期に1回とか、それを確認するために季節ごとに4回必要で、その結果、融雪期が心配なので、その時期に測れば大丈夫かどうかがわかる。また、毎年でなくとも数年に1回測ってはどうかということも、回数を減らして重要なところに集中していくのも必要で、そういう点で測定のタイミングを考えてもいいのでは。

意見としては、今回反映できなくても、ちゃんと理由をつけて、年1回にするとか、数年に1回にするとかいう見通しをつけておくと、経済的にもやれるのではないか。

大友委員

横山委員がおっしゃるように、大腸菌群数は全部なくなって、n-ヘキサン抽出物質も全部なくなってしまうが、出てないからやめてしまうのは、将来的にデータを残すという面ではマイナスでしかない。No. 4地点にしても、年1回とか数年に1回とかでもデータを残すべきではないか。データがなければわからなくなる。回数は減らしてもデータはあるという方が良い。

減らすにしても、5年に1回でもデータは残してほしい。遡ってデータはとれない。

事務局

今後、検討していきます。

説明資料には入れていませんが、毎年、計画案の作成にあたり、新たに工業団地が造成され、有害物質を排出する工場が建設されることになれば、下流域で測定を増やすなどの見直しをしている。今回はたまたま削減のみだった。

数年に1度の測定でも、ということに関しては、地下水もローテーションで実施していることもあるので、今後の検討課題とさせていただきたい。

野堀部会長

計画としては、減ったりなくなったりするけれども、オプションとしてうまく

監視できるんじゃないかと思います。それが計画上出てこないので、各委員危惧 されているかと思います。

私から1点。海域でNo. 1からNo. 19までの番号があるが、途中欠番がある。これらが、いつ、どういう理由でなくなったのか、それで、今回No. 4が減るということであればわかりやすかったのではないか。今回、付け足してくださいということではなくて、来年度に諮問する場合には、資料の後に付いていると歴史がわかる。そうすると、先ほどの皆さんの意見に対する情報提供にもなる。周辺の状況がわかれば、減らした経緯がわかれば、妥当だとなるのではないかと思います。

私も、この諮問事項については、仕様がないな、と思いつつ認めるつもりですが、そういうことを付帯事項としての意見とします。

#### 内藤委員

7河川で大腸菌群数の頻度を減らすが、理由として、人口の少ない方に合わせるという理由。人口が多い流域なら、それなりに県民とのかかわりも多く、減らすのはいかがなものか。

#### 事務局

生活排水処理の観点から見ると、下水道や浄化槽が普及し、現在、普及率は93%となっており、し尿がそのまま河川に出ることはほとんどない。下水道の普及も進んでいなかった時期とは比較にならないので、そういった点も踏まえて減らすもの。

# 大友委員

n-ヘキサン抽出物質がゼロになるが、測定はしないけど、チェック項目として油膜の有無はあるのか。そういった情報も残るのか。

# 事務局

採水する時の状況、天候や気温、水温、外観など記録することとしている。その中で対応できる。

#### 野堀部会長

ほかに御発言はないようなので、答申についてお諮りする。諮問第1号については、いずれも原案の計画を適当と認め、この旨を答申することに御異議ないか。

(異議なし)

野堀部会長

御異議なしと認め、そのように答申を行います。

#### 【諮問第2号】令和3年度地下水水質測定計画について

#### 内藤委員

概況調査について、関係資料の図で、この度 4 kmメッシュにしたということだが、例えば、⑨は従前の 2 kmメッシュで重要地区 (汚染あり) のメッシュが 3 つも含まれる。その中で 1 箇所というのは、足りないのではないかという不安を覚える。地域の特性などを考慮して、場合によっては 4 kmメッシュの中でも 2 箇所選ぶなど、柔軟な対応をされた方がいいのでは。その方が30年かけて調べてきたデータが活きるのではないか。

#### 事務局

概況調査で基準超過が確認されれば周辺地区調査を実施し、その後継続監視調

査で監視を継続していくこととしているが、当該メッシュ内の汚染については、 現在も継続監視を実施している。事業者の浄化対策や自然減衰などで濃度が低下 し、基準を下回ってから継続監視を廃止するようフォローしている。

#### 内藤委員

機械的に今までと変わらない手法とせず、重要なところは2点くらい選んで、 今までの経過を含めて問題ないメッシュであれば1点とすることを基本とするな どの対応があってもいいのではないか。

30年やってきて、これだけの資料を作って、枠を拡げた時にどこをターゲットにするのかということに選択と集中するということではないか。もちろん、継続調査もやられていますが、危険度がある地区という見方ができる。

#### 事務局

例えば、⑨メッシュについては、概況調査でメッシュ内1ヶ所であるが、同じ メッシュにおいて継続調査も行っている。

継続調査で実施するものと、概況調査で実施するものとがある。

その他、計画に載っていない汚染対策調査というのももある。東根は大森工業団地の下流域で多数の調査を実施している。対策については、横山委員からご指導いただいき対応をしている。

概況調査は、機械的に実施していくことを考えている。

#### 内藤委員

今の事務局の説明では、調査の系統が2種類以上あるということでよいか。概 況調査では4つのメッシュから1地点だが、他の調査での選択肢もあるので、実 質的にバランスが取れていると理解した。

# 事務局

概況調査地図には記載していないが、継続調査を行っているメッシュもある。 概況調査で汚染が判明したら、その年のうちに周辺地区調査を実施する。特に問 題があるところは別枠でも実施する。

#### 大友委員

これからは、大きいメッシュで、10年で一巡する計画ですが、詳しい状況が30 年かけてデータとしてあるのは、非常に心強い。

この図で、右下の凡例に井戸無しが83あることになっているが、井戸無しのと ころは、測定できないということか。

# 事務局

例えば、④のメッシュの上のメッシュは、灰色と肌色の2kmメッシュが2つずつあり、肌色が井戸無し、灰色が山間部です。他に井戸なしは薄紫色のメッシュとなっている。

# 大友委員

2 kmメッシュ単位で色分けされて、番号のない4 kmメッシュで(赤や青色のない灰色、肌色や薄紫の)井戸のないメッシュはそもそも測定しないメッシュなのか。

#### 事務局

そうなる。

#### 野堀委員長

4kmのメッシュの密度だが、これまでの30年間分で実施してきた小さいメッシュと今回の大きいメッシュは両方ともずっと存在すると考えてよいか。 逆に、そのように、残していただきたい。

そうすると、経緯がわかるし、減らして概況調査を実施する意味も分かってくる。

事務局

そのように表示する。

野堀部会長

ほかに御発言はないようなので、答申についてお諮りする。諮問第2号については、いずれも原案の計画を適当と認め、この旨を答申することに御異議ないか。

(異議なし)

野堀部会長

御異議なしと認め、そのように答申を行います。

【諮問第3号】米沢市水源地水資源保全地域の指定の解除について

【諮問第4号】米沢市水資源保全地域の指定について

【諮問第5号】米沢市水資源保全地域の指定について

大友委員 米沢市の指定について、外国資本による森林買収があったことが全域を指定する必要性に迫られたのか。

る必要性に担めがためが

事務局 外国資本による森林の土地取引は、山形県水資源保全条例が制定されたきっか

けのひとつだった。平成25年に条例が制定され、平成26年に外国資本により買収された土地を含む2地域を指定した。今回、手続きとして、当該2地域の指定を一旦解除し、改めて当該2地域を含む米沢市の民有林全域を水資源保全地域に指

定するものである。

大友委員 県内で外国資本による森林買収が行われたのはここか。

事務局そうである。

横山委員 外国資本による森林買収事例があり、これは問題だということで、野堀部会長

たちが条例制定を検討されたと記憶している。この条例がなかったならば、外国 資本による森林買収がもう少し広がっていたのではないか。このたび米沢市の民

有林全体が指定されることは大変良いことである。

大友委員 北海道などでも外国資本による土地取引が話題となっており、危機感を持って

いる。

野堀部会長 山形県では水資源保全地域の指定制度が始まってから間もなく、外国資本によ

り買収された土地を含む地域を水資源保全地域に指定した経過があり、この度、

米沢市の民有林全体が指定されたことは大変意義深いことである。

野堀部会長 まだ指定に至らない市町村もあるが、県から働きかけはしているのか。

# 事務局 市町村に対して、毎年度、指定に係る意向調査を行うとともに、関心のある市町村には、県が足を運んで制度の説明をさせていただいており、指定地域も少しずつ拡大している。未指定の市町村には今後も働きかけを行っていく。 里の名水やまがた百選に指定されている場所と水資源保全地域の指定は関連性が強いと思うので、市町村に働きかける際の材料のひとつにしていただきたい。

野堀部会長

ほかに御発言はないようなので、答申についてお諮りする。諮問第3から5号については、いずれも原案のとおり指定することを適当と認め、この旨を答申することに御異議ないか。

(異議なし)

御異議なしと認め、そのように答申を行う。

令和2年度 山形県環境審議会環境保全部会 議事録署名人

部会	長	野	堀	嘉	裕	
-					_	
<u>委</u>	<u>員</u>		<u>友</u>	<u>幸</u>	子	
委	員	齋	藤	眞知	日子	